

## 登録団体・登録企業による企画外部研修について

### ■登録団体・企業による企画外部研修とは

条件を満たす団体および企業は、日本医薬品登録販売者協会（日登協）に登録し、一定条件のもとで厚生労働省の示す外部研修ガイドライン研修の企画および運営を行なうことができる。

### ■登録団体・企業企画研修の目的

団体や企業の状況にあった、日時や場所等の企画を行なうことにより、直接および間接的な費用の軽減化も含め、すべての登録販売者が研修を受講しやすくする。

### ■登録団体・登録企業の企画研修の条件

- 1) 研修は、日登協の指定するプログラムおよび教材で実施し、「日本医薬品登録販売者協会」主催で行なうこと。
- 2) 登録団体・登録企業の企画研修は、オープン募集（公募）とすること。
- 3) 研修を企画する場合、開催会場の席数の10%以上は、公募枠とすること。
- 4) 研修企画書に基づいて、日登協が公募および受講者管理を行なう。
- 5) 研修の実施にあたっては、運営監査員（委任監査員）を指名し、確実にプログラムどおりの研修がされたかどうかの監査報告を提出すること。
- 6) 受講者全員に実施プログラムチェックリストを配布し、委任監査員がこれを回収し、監査報告書を添えて日登協に提出すること。
- 7) 研修における医薬品等に関する講師は、研修別認定講師で行なうこと。
- 8) 委任監査員、運営事務局は、企画した団体・企業に所属する者を使用することができる。  
**※委任監査員、運営事務局を研修受講者が兼任することはできない。**
- 9) この条件と異なった研修の企画および研修の実施は認めない。また、この内容に沿った運営および講義が行なわれなかった場合は、その研修を無効とする。
- 10) 無効とされた研修を企画した登録団体・登録企業の登録は抹消される。抹消された団体・企業が企画した、その後の企画研修は中止とする。